

氏名（本籍）	阿部 忍（愛媛県）		
学位の種類	博士（学術）		
学位記番号	博甲第 6754 号		
学位授与年月	平成26年 2月28日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	医療機関における聴覚障害者の手話通訳支援に関する研究		
主査	筑波大学教授	教育学博士	徳田克己
副査	筑波大学准教授	医学博士	柳 久子
副査	筑波大学准教授	博士（学術）	水野智美
副査	筑波大学教授	博士（スポーツ医学）	宮本俊和

論文の要旨

（目的）

医療機関での手話通訳を充実させることは、ろう者の自立支援に大きな意義をもつ。医療機関における手話通訳は健康に関わる重要な部分であり、手話通訳者を派遣する場合には、より専門的な手話通訳のできる手話通訳士が派遣されることが望ましいが、手話通訳士の数は十分でない。そのため、医療手話に関する知識の少ない手話通訳者に依頼せざるを得ない状況がある。そこで本研究では、医療機関における、ろう者及び手話通訳をとりまく問題について、まずそれらの実態を把握し、問題点を明確にし、それを解決するための方法を考察する。

（結果）

本論文は第6章から構成されている。まず第1章において問題の所在と目的を明確化した。

第2章では、聴覚障害者に対して、受診時にどのようなコミュニケーション手段をとっているのか、またその要因はどこにあるのかを明らかにするため質問紙調査を実施した。

日常的に手話を使用すると全員が回答していたものの手話通訳を依頼しているのは4割であった。手話通訳の依頼については「初診の時」が最も多かった。また、手話通訳を依頼する理由は「病気について詳しい説明を聞きたい」が最も多かった。聴覚障害者が医療機関で使用しているコミュニケーション手段で、最も多かったのは「筆談」であった。さらに、聴覚障害者は受診時にコミュニケーション上の工夫として「自分が聴覚障害者であることを伝える」ことが挙げられた。聴覚障害者であることを、まずわかってもらい必要な配慮を求めていることが確認された。

第3章では、手話通訳を行う者（手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員）に対して、医療機関での手話通訳をどのように行っているのかを明確にするため、質問紙調査を実施した。医療機関での手話通訳をどのように行っているのかについて5つの例文を用いて調査を行った。手話通訳技術について3つに分

類し検証をした。分類の結果は次の通りである。

- (1) 手指日本語は全体で約 3 割であった。
- (2) 具体化は全体で半数を超えていた。
- (3) 推奨訳全体の約 2 割であった。

第 4 章では、香川県内の一般病棟 50 床以上の病院に関する看護師（准看護師を含む）に対して、看護師の聴覚障害患者への対応経験とその際のコミュニケーション方法および困難を感じたことについて明らかにするために、質問紙調査を実施した。

約 8 割の看護師が聴覚障害のある患者と関わった経験をもっていた。聴覚障害のある患者とのコミュニケーション手段は「筆談」が約 9 割であることがわかった。聴覚障害患者に対応する際に困ったと感じることは「話や説明に時間がかかる」ことや「話が伝わったのか確認できない」ことであった。

第 5 章では、全国のろうあ協会及び全国手話通訳問題研究会支部に対して現在、手話通訳関連団体が主体で行っている研修会や学習会に医療関係の内容が存在するのか、またどのように行われているのかについて明確にするために、質問紙調査を実施した。

医療手話に関する学習会について、約 3 割弱の団体が学習会や研修会を開催していることが明らかになった。医療手話の学習会や研修会を約 7 割の団体が開催しておらず、その理由として「日程が合わない」、「講師が確保できない」ことが挙げられた。学習会や研修会を開催したいと思っても日程や予算の関係で実施できないことが確認できた。

第 6 章では、総括として研究のまとめ、総合的考察、研究の限界、今後の課題をまとめた。

(考察)

本研究の結果より、聴覚障害者の受診の実態やニーズが明らかになった。聴覚障害者への受診を円滑に行うために、聴覚障害者のニーズにあった手話通訳の提供が必要とされてきた。しかし、手話通訳制度の現状から必ずしも手話通訳の提供がなされているわけではないことが明らかになった。聴覚障害者の受療支援を充実させるためには、聴覚障害者のニーズを満たす手話通訳支援の提供だけが行われればよいわけではない。医療従事者の聴覚障害者への対応に関する意識改革が必要であることが示唆された。

さらに、手話関係 2 団体により手話通訳者の手話学習の機会が少ないことを明確になった。特に、医療現場において聴覚障害患者の受療保障を最大限に行わなければならないが、そのためには手話通訳支援の視点が不可欠である。手話通訳支援の視点から医療現場での手話通訳のあり方を考える際には、医療機関の受療環境の改善、聴覚障害への対応方法の改善、手話通訳システムの改善、医療手話の研修体制の改善、医療機関でのITによる情報保障の改善が必要である。

我が国は、IT化が進み、医療機関においてもカルテの電子化が進められている。しかし、聴覚障害者には 9 歳レベルの壁が存在し、文字を読んで理解することが難しいため、いろいろな機器を使う際に、文字だけの情報では有効でないとと言える。手話通訳者や当事者のろう者は、医療従事者に対しろう者にとって手話が有効な手段であることを認識してもらえよう働きかけをする必要がある。

本研究によって得られた課題をもとに、聴覚障害者のよりよい受診を実現するためには、誰がどのような支援を行うのかといった具体的な支援方法、対策について今後検討していく必要があると言える。

審査の結果の要旨

(批評)

近年、障害者の自立を支援する法律が制定されてから障害者の自立支援についての対策が注目されている。そのなかでも特に、聴覚障害者が安心して健康な生活を送ることができること、自立して病院で受診する必要があることから、聴覚障害者の手話通訳支援に着目した研究は重要であると言える。

先行研究において、聴覚障害者の生活に関する不便さ調査や手話方法論などの研究は行われているが、聴覚障害者の受診方法の実態や医療機関における手話通訳者の手話通訳技術に関する研究はほとんど行われていない。本研究はこれまでの研究になかった聴覚障害者の受診方法の実態およびニーズや手話通訳を提供する時の手話通訳技術を明確にしている。また、その結果から、聴覚障害者の受診時の課題、手話通訳者の手話通訳技術に関する課題、看護師の聴覚障害者への認識、手話通訳関連団体の医療の手話学習に関する課題について検討しているという点において大きな意義があり、そのオリジナリティは高く評価できる。

以上、研究の意義、オリジナリティ、成果、論文のまとめ方において、博士論文としての水準に達していると判断される。

平成 26 年 1 月 6 日、博士（学術）学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと最終試験を行い、論文について説明をもとめ、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員によって合格と判定された。

上記の論文審査の結果にもとづき、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。